明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針（農林水産・国土交通一）　一
〔官庁報告〕
国家試験
平成二十七年度衆議院法制局職員採用試験公告（衆議院法制局）　六
平成二十七年度参議院法制局職員採用総合職試験施行計画（参議院法制局）　七
平成二十七年度国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）試験専門委員（人事院）　九
平成二十七年度国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）試験専門委員（同）　二
平成二十七年度国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）試験専門委員（同）　二
平成二十七年度法務省専門職員（人間科学）採用試験試験専門委員（同）　三
平成二十七年度財務専門官採用試験試験専門委員（同）　三
平成二十七年度国税専門官採用試験試験専門委員（同）　三
平成二十七年度食品衛生監視員採用試験試験専門委員（同）　三
平成二十七年度労働基準監督官採用試験試験専門委員（同）　三
平成二十七年度航空管制官採用試験試験専門委員（同）　三
平成二十七年度国家公務員採用試験施行計画（同）　三
平成二十七年度外務省専門職員採用試験試験施行計画（外務省）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一七
特殊法人等
独立行政法人日本貿易保険企画競争に係る手続開始、独立行政法人都市再生機構、弁理士登録、型式住宅部分等製造者の認証、プログラムの著作物に係る登録関係　一七
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　一七
会社その他
会社決算公告　四八

告示

○国土交通省農林水産省告示第一号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条の二第一項の規定に基づき、海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針を次のとおり変更したので、同条第四項において準用する同条第三項の規定に基づき公表する。

平成二十七年二月二日

農林水産大臣　西川　公也
国土交通大臣　太田　昭宏

海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針

我が国は、四方を海に囲まれ、入り組んだ複雑な海岸線を有することから、海岸の延長は極めて長く約三万五千キロメートルに及ぶ。また、国土狭あいで平野部が限られている我が国では、海岸の背後に、人口、資産、社会資本等が集積している。

我が国の海岸は、地震や台風、冬期風浪等の厳しい自然条件にさらされており、津波、高潮、波浪等による災害や海岸侵食等に対して脆弱性を有している。このため、海岸の背後に集中している人命や財産を災害から守るとともに国土の保全を図るため海岸整備が進められてきた。また、海岸は、単なる陸域と海域との境界というだけでなく、それらが相接する特色ある空間であり、多様な生物が生息・生育する貴重な場であるとともに、美しい砂浜や荒々しい岩礁等の独特の自然景観を有し、我が国の文化・歴史・風土を形成してきた。しかし、沿岸部の開発等に伴い自然海岸が減少してきている。

一方、海岸は古くから漁業の場や港としての利用がなされるとともに、干拓による農地の開発等も多く行われ、生産や輸送のための空間としての役割を果たしてきた。さらに、近年では、レジャーやスポーツ、あるいは様々な動植物と触れ合う場としての役割も担ってきている。

このような中で、防災面では海岸保全施設の整備水準は未だ低く、津波、高潮、波浪等により依然として多くの被害が発生しており、東日本大震災においては、これまでの想定をはるかに超えた巨大な地震・津波により海岸保全施設及びその背後地に甚大な被害を受けた。また、海岸に供給される土砂の減少や海岸部での土砂収支の不均衡等の様々な要因により海岸侵食が進行してきている。今後、地球温暖化に伴う海面水位の上昇や台風の強大化等による沿岸地域への影響も懸念されている。環境・利用面では海岸の汚損や海浜への車の乗入れ等無秩序な行為や適正でない行為等により、美しく、豊かな海岸環境が損なわれている。

価値観の多様化や少子・高齢化等が進む中で、今後海岸は、大規模な津波、台風等による高潮等に備え、防災・減災対策により災害に対する安全性が一層向上し、良好な海岸環境の整備と保全が図られ、人々の多様な利用が適正に行われる空間となることが求められている。さらに、海岸保全施設については、急速な老朽化が見込まれており、適切な維持管理・更新を推進することが求められている。

本海岸保全基本方針は、このような認識の下、今後の海岸の望ましい姿の実現に向けた海岸の保全に関する基本的な事項を示すものである。

一　海岸の保全に関する基本的な指針

1　海岸の保全に関する基本的な理念

海岸は、国土狭あいな我が国にあって、その背後に多くの人口・資産が集中している空間であるとともに、海と陸が接し多様な生物が相互に関係しながら生息・生育している貴重な空間である。また、様々な利用の要請がある一方、人為的な諸活動によって影響を受けやすい空間である。さらに、このような特性を持つ海岸において、安全で活力ある地域社会を実現し、環境意識の高まりや心の豊かさへの要求にも対応する海岸づくりが求められている。

これらのことから、国民共有の財産として「美しく、安全で、いきいきした海岸」を次世代へ継承していくことを、今後の海岸の保全のための基本的な理念とする。